

# 事前協議提出書類一覧

## 事前協議書 . . . 1部

記入上の注意

※申請者【事業主】の住所・氏名・電話番号を記入してください。

※それぞれの項目に必要な事項を記入してください。

・ 3の『諸手続提出予定』の項目は、判明しているところを記入してください。

・ 5の『工事又は現状変更に要する経費（概算）』の項目は、判明している場合に記入してください。

事前協議書に添付する書類

◎事業地の位置図（1/25000 ・ 1/2000、又はそれに近い縮尺）

◎公図・地積図

◎建物の立面図・平面図・断面図

◎建物の配置図、又は工事の概要

## 発掘届 . . . 2部

（正本1部は所定の用紙、1枚は両面コピーでも可。）

### 記入上の注意

※届出者【事業主】の住所・氏名（発掘届裏面の『6 工事主体者』と届出者は同じ人を記入します。）を記入してください。

※以下の項目（発掘届記入例のうち、四角で囲っている項目）に必要な事項を記入してください。

1. 所在地 2. 面積 3. 土地所有者 4. 遺跡の現状

5. 工事の目的 . . . . ■個人専用住宅、分家住宅の場合は、「住宅」に○で囲んでください。

■分譲住宅、集合住宅（マンション・アパート）の場合は、「その他建物」に○で囲んで、（ ）内に内容を記入してください。

工事の概要 . . . . ■開発の内容を記入してください。

6. 工事主体者 . . . . ■発掘届出者と工事主体者は同一人になります。

7. 施工責任者 . . . . ■未定の場合は、「未定」と記入してください。

8. 着手時期 . . . . ■着工予定日を記入してください。  
（発掘届の提出日から60日以上離れていなければなりません。）

9. 終了時期 . . . . ■竣工予定日を記入してください。

## 発掘承諾書 . . . 2部

【『土地の所有者』の氏名・住所を記入して提出してください。】

※土地の所在・調査面積を記入のうえ、提出してください。

## 権利放棄書 . . . 2部

【『土地の所有者』の氏名・住所を記入して提出してください。】

※富士見市が県から出土遺物の譲受を受けるために必要なものです。